

会員の皆様へ

シティックスカード株式会社

カードショッピング・カードキャッシングに関する手数料率改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社カードをご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、カードショッピングのリボルビング払い・分割払い及び、カードキャッシングの手数料率を、平成19年4月1日以降の新規ご利用分（お支払回数変更サービスご利用による分割払い・リボルビング払い変更分も含みます。）より、下記のとおり改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

また、当該手数料率及び、一部条項の改定にともない現在お持ちのカード会員規約の該当記載内容も改定となりますので、併せてご案内申し上げます。

尚、本ご案内送付後に、カードをご使用になられた場合は、下記の内容をご承認いただいたものとさせていただきますのでご了承の程お願いいたします。

今回の改定につきましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き弊社カードをご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

記

1.カードショッピング手数料率改定内容

◆リボルビング払い手数料【リボルビングカード会員】

<現 行>		<改定後>
月利1.09%（実質年率13.08%）	→	月利1.25%（実質年率15.00%）

◆分割払い手数料【分割カード会員】

<現 行>		<改定後>
アドオン月利0.57%×回数	→	アドオン月利0.68%×回数

※提携カードの提携店でのご利用分については、現行の手数料となります。

2.カードキャッシング手数料率改定内容【リボルビングカード会員】【分割カード会員】共通

◆1回払い（元利一括払い）・リボルビング払い手数料

<現 行>		<改定後>
月利2.40%（実質年率28.80%）	→	月利1.50%（実質年率18.00%）

3.適用時期

◆平成19年4月1日（日）以降の新規ご利用より適用

4.その他

1.カードショッピング手数料率改定内容

◆分割払い手数料【分割カード会員】

	<現 行>												<改定後>											
	アドオン月利0.57%×回数												アドオン月利0.68%×回数											
<現 行>																								
支 払 回 数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	支 払 回 数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
支 払 期 間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	支 払 期 間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
実 質 年 率(%)	10.25	11.00	11.25	11.75	11.75	12.00	12.25	12.25	12.25	12.50	12.50	実 質 年 率(%)	12.25	13.00	13.50	13.75	14.00	14.25	14.50	14.50	14.75	14.75	14.75	
利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	1.71	2.28	2.85	3.42	3.99	4.56	5.13	5.70	6.27	6.84	7.41	利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76	5.44	6.12	6.80	7.48	8.16	8.84	
支 払 回 数(回)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	支 払 回 数(回)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
支 払 期 間(ヶ月)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	支 払 期 間(ヶ月)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
実 質 年 率(%)	12.50	12.50	12.50	12.50	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75	12.75	12.75	実 質 年 率(%)	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	
利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	7.98	8.55	9.12	9.69	10.26	10.83	11.40	11.97	12.51	13.11	13.68	利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	9.52	10.20	10.88	11.56	12.24	12.92	13.60	14.28	14.96	15.64	16.32	
<改定後>																								

◆リボルビング払い手数料【リボルビングカード会員】

<現 行>	<改定後>
月利1.09% (実質年率13.08%)	月利1.25% (実質年率15.00%)

●お支払例

残高スライド定額払い・・・ご利用残高150,000円の場合 (Bコース)

<現 行>	<改定後>
手 数 料 150,000円× 1.09% = 1,635円 元 本 10,000円 - 1,635円 = 8,365円 お 支 払 額 8,365円 + 1,635円 = 10,000円	手 数 料 150,000円× 1.25% = 1,875円 元 本 10,000円 - 1,875円 = 8,125円 お 支 払 額 8,125円 + 1,875円 = 10,000円

支払金額指定払い・・・ご利用残高150,000円で支払金額を1万円で指定した場合

<現 行>	<改定後>
手 数 料 150,000円× 1.09% = 1,635円 元 本 10,000円 - 1,635円 = 8,365円 お 支 払 額 8,365円 + 1,635円 = 10,000円	手 数 料 150,000円× 1.25% = 1,875円 元 本 10,000円 - 1,875円 = 8,125円 お 支 払 額 8,125円 + 1,875円 = 10,000円

2.カードキャッシング手数料率改定内容

◆1回払い(元利一括払い)・リボルビング払い手数料

<現 行>	<改定後>
月利2.40% (実質年率28.80%)	月利1.50% (実質年率18.00%)

3.適用時期

平成19年4月1日(日)以降の新規ご利用分から改定後の手数料率となります。

※4月末日締の5月26日または27日ご請求分から適用となります。

※4月1日以前のカードショッピング(分割払い・リボルビング払い)及びカードキャッシングのご利用残高は、改定前の手数料率が適用されます。

4.その他

◆リボルビング払いご利用残高へのお支払元金充当順位

カードショッピング・カードキャッシングの毎月お支払いいただくお支払元金のリボルビング払いご利用残高への充当は、従来どおり、ご利用日が古いご利用分からの充当とさせていただきます。

◆カードの種類により改定後手数料率の適用外となる場合がございます。

【カード会員規約改定のご案内】

分割払・リボルビング払手数料率改定に伴い、平成19年4月1日以降の新規カードショッピング・キャッシングご利用分（お支払回数変更サービスご利用による分割払い・リボルビング払い変更分も含まれます。）から、カード会員規約の該当部分を下記内容に改定させていただきます。

1.カードショッピング

◆リボルビング払い

<改定後>

第19条（カードショッピング支払金の支払方法）

②リボルビング払いの場合、会員が下記の当社所定の方式のうちから選択した支払コースに応じてカード利用があったときの締切日残高により定められた下記表の金額を支払うものとします。但し、会員の申し出により当社が認めた場合に限り、会員が指定した支払コースの変更及び支払額の増額を行うことができます。（Ⅰ）当該支払額には、毎月末日の利用代金残高に対し、月利1.25%（実質年率15.00%）を乗じた額が含まれます。また、初回分の手数料は、利用の翌日から初回返済日までの日数にかかわらず1ヶ月分とします。（Ⅱ）ご利用残高がお支払額に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。尚、翌月以降のご利用残高が千円未満の場合は、当月のお支払額に合算してお支払いいただきます。（Ⅲ）一部の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合、またはリボルビング払いの手数料の料率が異なる場合があります。

◆残高スライド定額払い

ご利用のあった時の締切日残高	月々のお支払金額		
	Aコース	Bコース	Cコース
100,000円以下	3,000円	5,000円	10,000円
100,001円～200,000円	6,000円	10,000円	20,000円
200,001円～300,000円	9,000円	15,000円	30,000円
300,001円～400,000円	12,000円	20,000円	40,000円
400,001円～200,000円増すごとに	6,000円単位で加算	10,000円単位で加算	20,000円単位で加算

（例）ご利用残高150,000円の場合（Bコース）

手数料 150,000円×1.25%（実質年率15.00%）=1,875円

元本 10,000円－1,875円=8,125円

お支払額 8,125円＋1,875円=10,000円

◆支払金額指定払い

1万円以上5千円単位でご指定いただきます。但し、ご利用代金残高の2%がお支払金額を超えた場合、お支払金額は1万円単位で増加いたします。

（例）ご利用残高150,000円で支払金額を1万円指定した場合

手数料 150,000円×1.25%（実質年率15.00%）=1,875円

元本 10,000円－1,875円=8,125円

お支払額 8,125円＋1,875円=10,000円

④会員は、手数料の料率（以後「料率」といいます。）が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第15条の規定にかかわらず、当社から料率変更の旨の通知をした後は、通知日以降のご利用分から変更後の料率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとします。

◆アドオン払い

<改定後>

第19条（カードショッピングの利用方法）

(3)支払回数・支払期間・実質年率は下記のとおりとなります。

①分割払いの場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に下記の分割払手数料を加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの利用代金及び分割払手数料をそれぞれ支払回数で除した金額を合算した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。ボーナス併用分割払いを指定した場合、ボーナス月は、夏期8月と冬期12月との組合せとし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス月の支払額は均等分割払金とボーナス月加算額との合計とします。尚、ボーナス月加算総額は利用代金の50%に固定します。この場合、ボーナス併用払の実質年率は8.58%～20.48%となります。

（例）利用代金 10万円、10回払いの場合

●分割払手数料 10万円×（6.8円／100円）=6,800円

- 月々の支払金 利用代金 10万円÷10回=10,000円
手数料 6,800円÷10回=680円
利用代金10,000円+手数料680円=10,680円
- 支払金合計 10,680円×10回=106,800円

支払回数(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
支払期間(ヶ月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
実質年率(%)	0	0	12.25	13.00	13.50	13.75	14.00	14.25	14.50	14.50	14.75	14.75
利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76	5.44	6.12	6.80	7.48	8.16
支払回数(回)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
支払期間(ヶ月)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
実質年率(%)	14.75	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
利用代金100円当りの 分割払手数料の額(円)	8.84	9.52	10.20	10.88	11.56	12.24	12.92	13.60	14.28	14.96	15.64	16.32

③会員は、手数料の料率（以後「料率」といいます。）が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第15条の規定にかかわらず、当社から料率変更の旨の通知をした後は、通知日以降のご利用分から変更後の料率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとします。

2.カードキャッシング条項

<改定後>

第26条（カードキャッシングの締切日・支払方法等）

(3)①リボルビング払いの初回および1回払いのお支払いの場合は、下記の利率をもって計算された利息を含めて支払うものとします。

【貸付の利率 実質年率18.0%以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息＝融資金元金×所定利率÷365日×ご利用日当日から支払日迄の経過日数

②2回目以降のリボルビング払いの場合、締切日の融資金残高（以下「利用残高」といいます。）に応じて、下記表記載の支払額を支払うものとし、当該支払額には利用残高に対する下記の利率をもって計算された利息が含まれるものとします。ただし、利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払うものとします。

【貸付の利率 実質年率18.0%以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息＝融資金元金×所定利率÷365日×期間日数

利用残高	支払額
200,000円以下	10,000円
200,001円～300,000円	20,000円
300,001円～400,000円	25,000円
400,001円～500,000円	30,000円

③ボーナス増額払いは年2回を限度とし、支払月、加算金額（1万円単位）は、あらかじめ会員が当社に届出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届出るものとします。

(4)(3)の①の規定にかかわらず、「シティックスJCB提携カード」会員の日本国外でのキャッシング利用手数料については国別に別途定めるものとします。

(5)会員は、第15条の規定にかかわらず、当社から所定利率の変更の通知または当社から一定期間のご利用分に限定して所定利率に替えて所定利率より優遇した利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用する旨の通知をした後は、通知日以降のカードキャッシングの新規ご利用分（ただし、優遇利率は、その対象となる期間のご利用分についてのみ）から、変更後の利率あるいは優遇利率が所定利率として適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとします。

(6)融資金および利息、その他本契約に基づく会員の当社に対する一切の支払義務は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法（郵便局を指定した場合は、郵便預金口座から自動振込みの方法）により、毎月26日または27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に支払うものとします。

3.遅延損害金

<改定後>

第28条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。